

保 護 者 様

市 川 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 部 義 務 教 育 企 画 課
課 長 川 野 辺 修

令和 9 年度新入学生からの指定学校変更の制限変更について

日頃より、市川市の教育行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

市川市では、住民登録地を基準に指定された学校に通学することが原則ですが、やむを得ない事情がある場合は、指定学校変更許可基準に準じて指定学校変更（指定された学校ではない学校への通学先の変更）を行うことができます。但し、児童・生徒の人数や教室数の関係で、学校により変更許可の人数や、兄弟の在籍の条件など、指定学校変更の制限を設ける場合がございます。

新入学生における指定学校変更の制限及び、手続きの詳細につきましては、10月下旬に新入学生の各家庭へ送付予定の入学通知書に掲載いたしますが、下記の学校につきましては、例年変更希望者が多いことから、令和9年度新入学生より、指定学校変更の制限を変更することを先立ってお知らせいたしますので、ご承知おきください。

記

1. 指定学校変更の制限を変更する学校

市川市立第二中学校

2. 指定学校変更の制限変更の内容

<変更前> 入学可能な児童・生徒数の上限を設定し、超えた場合は抽選を行う

<変更後> 入学時に兄弟が在籍している場合のみ指定学校変更申請が可能

3. 指定学校変更の制限を変更する理由

- ① 学区内（第二中学校が指定学校となっている子ども）の人数増加による教室数の不足
- ② 令和8年度から35人学級導入による学級数の増加

4. その他

- ・市川市立第三中学校及び妙典中学校につきましては、令和9年度も引き続き「入学可能な児童生徒数の上限を設定し、超えた場合は抽選を行う学校」となりますが、令和10年度以降は、「入学時に兄弟が在籍している場合のみ、指定学校変更申請が可能な学校」となる場合があります。
- ・令和9年度新入学生における、第二中学校、第三中学校、妙典中学校以外の学校の指定学校変更制限につきましては、例年どおり10月下旬に新入学生の各家庭へ送付する入学通知書及び、市公式ウェブサイトに掲載いたします。
- ・令和8年度新入学生対象の指定学校変更制限につきましては、市公式ウェブサイトをご参照ください。

市川市教育委員会
学校教育部義務教育企画課
電 話 047-704-0070